監督命令取消

平成２８年（再）第３４号
鹿児島県鹿児島市本城町366番地
再生債務者　吉田ゴルフ開発株式会社
主文　平成28年８月29日にした監督命令を取り消す。
平成30年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成３０年（再）第４号
名古屋市天白区御前場町110番地の１
再生債務者　木崎歯科醫院こと　木崎　　創
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年６月29日から平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成３０年（再）第２号
群馬県太田市北金井町903番地
再生債務者　太田資源開発株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式23万2000株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金8120万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式600株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金3000万円
平成30年５月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２８年（再）第３４号
鹿児島県鹿児島市本城町366番地
再生債務者　吉田ゴルフ開発株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定
平成30年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１３５号
埼玉県狭山市大字笹井3028番地の５　ソフトリィ　メゾン101
再生債務者　根岸　　純
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月31日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月14日から平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第４９号
埼玉県狭山市大字北入曽468番地の10
再生債務者　川部　利夫
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月31日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月14日から平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第６９号
千葉県八街市勢田311番地
再生債務者　佐藤　真人
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年５月31日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月14日から平成30年６月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（再イ）第２８号
千葉県八千代市萱田町793番地２　ブルーハピネス106
再生債務者　保坂　義昭
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月15日から平成30年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第４７号
千葉県市原市光風台３丁目181番地
再生債務者　白﨑　美雄
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月15日から平成30年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第５４号
千葉県船橋市高根台２丁目１番６棟102号
再生債務者　井手　雅裕
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月15日から平成30年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第７５号
千葉県市川市大和田３丁目13番23号
再生債務者　石井　将之
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月15日から平成30年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第４５号
埼玉県所沢市大字荒幡1033番地の６
再生債務者　小林　弘樹
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月18日から平成30年６月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字穂積1540番地２
再生債務者　青木　隆志
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月18日から平成30年６月25日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（再イ）第１１号
愛知県豊橋市花田町字小松３番地１（102）
再生債務者　小井　政幸
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月11日から平成30年６月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（再イ）第１３号
愛知県豊橋市花田町字越水73－２　２Ｃ
（住民票上の住所）愛知県豊橋市飯村北５丁目12番地10
再生債務者　植本　晃央
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月11日から平成30年６月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（再イ）第３７号
兵庫県尼崎市口田中１丁目１番27号
再生債務者　古坂　　隆
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月11日から平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部